

トラック運送業における労働災害は依然として多発しておりますが、その内、ドライバーの健康に起因する事故は年々増加傾向にあることに加え、「過労死」に関連する、脳・心臓疾患の労災補償状況も業種別にみると請求件数、支給件数ともに「道路貨物運送事業」が最も多い状況にあります。

このような状況を踏まえ、トラック運送業として労働災害防止対策並びに健康起因事故防止対策への取り組みを強化するとともに、あわせて、特に、過労死等の防止対策に取り組むことが喫緊の課題であることから、過日、『過労死等防止・健康起因事故防止対策セミナー』を開催し、多くの会員事業場の皆様にご参加頂いたところです。

この過重労働による健康障害のリスクは、労働時間（時間外・休日労働時間）が長くなるにつれ徐々に高まることが医学的にも認められていることから、将来的には、長時間労働の是正に向けた労働時間の短縮策の法制化も検討されており、自動車運転者にも新たな労働時間規制が適用される可能性もあります。

このことから、将来の法制化に向けた対応としての知識は勿論のことですが、何よりも労働者の健康障害防止を図るためにも、今一度、労働時間を正しく把握し、適正に管理することが大変に重要です。

現状、労働時間の適正な管理のためには

- ①「労働基準法」
- ②「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）
- ③「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」

等の関係法令に基づいて実施する必要がありますが、今回、その中でも最も基本となる③「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」のポイントを抜粋して掲載しますので、本ガイドラインに基づいた労働時間の適正な管理を実施して頂きますよう、宜しくお願いいたします。

「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（抜粋）

1. 趣旨

労働基準法においては、労働時間、休日、深夜業等について規定を設けていることから、使用者は、労働時間を適正に把握するなど労働時間を適切に管理する責務を有している。

しかしながら、現状をみると、労働時間の把握に係る自己申告制（労働者が自己の労働時間を自主的に申告することにより労働時間を把握するもの）の不適正な運用等に伴い、同法に違反する過重な長時間労働や割増賃金の未払いといった問題が生じているなど、使用者が労働時間を適切に管理していない状況もみられるところである。

このため、本ガイドラインでは、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置を具体的に明らかにする。